

令和7年度 佐賀市発達障がい者トータルライフ支援検討委員会

【議事】

(1) 発達障がい児の支援状況について・・・【資料2】

(2) 市内各課の取組状況について・・・【資料3～7】

≪質疑≫

【会長】

こどもの数は減少しているにも関わらず、特別支援学級の在籍者数は増加し続けている。医学的な診断を受けるこどもが増えているのは事実だが、その増加幅は想定以上に感じる。特別支援の対象となる基準が緩和されているのか。

【学校教育課】

こどもたちの学びの場については教育支援委員会で検討しており、教育支援の手引きを基に、専門家の意見を総合的に考慮して決定している。基準が緩くなったわけではない。

【委員】

学校には学校生活支援員と特別支援学級支援員が配置されている。現在、何名配置されているか。

【学校教育課】

令和7年度現在、学校生活支援員は82名、特別支援学級支援員は48名、佐賀市内の小中学校に配置している。学校生活支援員は令和3年度までは72名で、特別支援学級支援員は当初13名から48名に増員した。

【委員】

本校では750名の生徒に対し、学校生活支援員は3.5名、70名ほどの特別支援学級在籍児童には午前中に支援員3名を配置されている。この配置が特別支援学級のこどもの増加に対して適切か検討をお願いしたい。また、通常学級で発達障がい疑われるお子さんについて、文科省の8.8%に対し、現場では10%を超えているとの調査結果がある。令和8年度に向けたマンパワーの確保について、再度検討いただきたい。

【委員】

私は、発達障がいのこどもで、深刻ないじめにあっているケースの支援をしている。発達障がいのこどもはタイミングよく嫌だと言えない場合が多いため、支援員をいつも見える場所に配置するように保護者が訴えたが、手が足りないため、担任が近くにいて対応した。しかし、担任も休憩や電話対応などで不在になることがあり、保護者は学校に通わせることに不安を感じている。このようなケースを防ぐためにも、支援員の増員を検討していただきたい。

【会長】

今年度から5歳児健診が始まったが、5歳児健診の目的の一つは、幼稚園等から小学校への移行をスムーズにし、こどもたちのストレスを減らし、不登校を減らすことにある。現在、佐賀市での不登校の現状はどうなっているか。

【学校教育課】

佐賀市でも不登校のお子さんは増加傾向にあるが、県や全国と比べると少ない傾向である。小学校において増加が見られるため、小学校の支援体制の構築に取り組んでいる。

【委員】

特別支援学級のこどもたちの環境整備について。こどもの実態を把握した上で、適切な環境を整え、必要なセンサリーグッズを揃えることが重要である。しかし、グッズは高額であり、計画的に購入することが難しいため、職員が自費で手作りしている状況である。このような支援を継続するために、市販のグッズを柔軟に購入できる予算の確保について検討いただきたい。

【委員】

支援がなければ、将来に向けてのストレスが蓄積される。小さい頃から適切な支援が必要であり、学校現場の支援を行うことで、こどもたちも教員も疲弊せず、効果的に支援を進められると考える。資金面では、将来のために必要な予算を確保すべきである。学校生活支援員と特別支援教育支援員は学校の先生とどう違うのか。

【学校教育課】

学校生活支援員は通常学級で支援が必要なこどもを支援し、特別支援学級支援員は特別支援学級に在籍するお子さんを支援している。担任の先生は授業をするが、支援員は授業等を行うことはできない。担任の先生等との連携のために、日誌を書き、学校内の先生方と共有をすることでこども達の実態を把握しよりよい支援に繋げるという取り組みを行っている。

【委員】

支援員には十分な教育や研修、または資格を十分に積み上げてもらい、その上で、環境整備された場所で支援をしてもらいたい。

【会長】

支援員の採用に際して資格は必要か。

【学校教育課】

学校生活支援員については、教諭であったり支援の経験があったり等、一定の資格を有する方を募集している。特別支援学級支援員については、資格等は必要ない。

【会長】

支援員向けの研修は実施されているか。

【学校教育課】

両支援員ともに研修を複数回実施している。また、統括特別支援教育支援員を 1 名雇っており、その支援員による訪問支援を年に 2 回ずつ各学校に行き支援を行っている。

【委員】

私が係わっている学校でのいじめは、障がいのないこどもが加害者で、被害者は発達障がいのあるこどもをターゲットにしている。特別支援学級の支援員と通常学級の先生や支援

員の両方で共通理解で支援していただきたい。

また、発達障がいの子の不登校のこどもの事です。成人期に働けない人は、すでに不登校が始まった時にその芽が始まっている。不登校のこどもが引きこもりになっていくのを止めるのは難しい。高機能の発達障がいの子の対応を学校の先生がうまくできないことも学校に行けなくなる原因。

4 議事

(3) 発達障がい児者の支援の取組・・・【資料8】

《質疑》

【会長】

サービス利用の周知や、関係機関が活用できる支援やサービスの流れの情報共有は非常に重要である。わかりやすい形で進められていると感じている。

【委員】

発達障がいのあるこどもの虐待について触れたい。発達障がいの子はうまく言うことを聞けないことが多く、虐待を受けるケースがある。加えて、親が過去に虐待を受けた経験がある場合、その影響で無意識に手が出てしまうことがある。この問題は発達障がいと絡み、社会問題となっている。今後、どのように対応していくのか、考えを聞かせてほしい。

【事務局】

こどもの虐待に関しては、要対協の担当部署であるこども家庭課と連携している。発達に困り感のあるお子さんの相談者で、保護者がさまざまな困難を抱えていることもある。こどもの問題だけでなく、保護者への対応もこども家庭課と共有し、方向性を一致させて対応している。

【会長】

こども達のいじめや虐待は、こどもたちだけの問題ではなく、家庭や社会の問題が絡んでいる。これは発達障がいの問題に限らず、貧困なども含めた広範な社会問題であり、子育て支援の形で対応する必要がある。また、学校の先生に全てを期待するのは難しい。スクールソーシャルワーカーを充実させる必要があるのではないか。スクールソーシャルワーカーの配置は十分か。

【委員】

私も、スクールソーシャルワーカーの充実を求める。スクールソーシャルワーカーは関係機関との連携を担当しており、周知や研修の充実が必要だと考える。特に中学校では、特別支援学級も専門教科の担当が教えている。そのため、特別支援学級数が増えると、その分人が少ないと大変な面もあるので、支援員の数不足してしまうこともある。

【委員】

現在、親の会や障がい者団体に入りたいと考える保護者が以前に比べて少なくなっていると感じる。かつては、親同士が繋がり、学校の先生と共にこどもたちを支援していた。しか

し、今では情報共有や気持ちの共有が十分にできていないのではないか。学校や進学先で悩みは異なり、その後に社会に出る際に焦りを感じることが多い。障がいのあるこどもたちの現在の生活状況を把握し、支援を行うことが重要だと考える。

【委員】

保護者の話題が出たが、障がいのないこどもの保護者への情報提供や教育も重要だ。共生社会を築くためには、全ての人が障がい者を差別なく支えるための情報提供や教育が不可欠である。発達障がいのあるこどもがトラブルに巻き込まれた場合、理解が不足していると保護者から厳しい言葉が飛び交うことがある。市全体で、さまざまな部署が連携して支援を進めることが、トータルライフ支援の充実につながる。

【会長】

児童発達支援センターの取り組みについて、県のオブザーバーから何か意見はあるか。

【オブザーバー】

市内に4ヶ所の児童発達支援センターがあり、県内には9ヶ所がある。療育も行い、県が委託して強化事業を実施している。児童発達支援センターと市町が中核となり、スムーズに療育が進むよう取り組んでいきたい。また、県内5圏域の課題と県としての課題を把握し、それぞれの地域で解決できるような取り組みを検討する会議を昨年度から始めている。今後、4～5年以内に解決に向け、療育がスムーズに進むように取り組みを行っていく。

【会長】

昨年の本会議で、障害児通所事業所が多数できているが、その質が玉石混交で問題だという意見が出た。児童発達支援センターでは、障害児通所事業所向けの研修を行っているか。

【オブザーバー】

そのような取り組みも行っている。放課後等デイサービスなど事業所は増えているが、療育が進まず、預かりの場として機能していることがある。療育の質向上については、県としても対応が必要であると考えている。

【会長】

引き続き、よろしくお願いします。